

別添 アヴァトレード・ジャパン株式会社

投資助言統括責任者：山口 英樹

各 SP について、選択型自動売買サービス(各種シストレサービス)投資顧問契約締結時交付書面の「投資顧問契約の概要」に定める報酬額のうち、「⑤MT4 口座を開設したお客様のうち AMMA の申し込みと契約をなされたお客様」から発生する成功報酬」と最低証拠金額、並びに自動売買プログラム作成者は以下の通りです。

◎Legacy を選択の場合

成功報酬は無し。

投資顧問料として標準スプレッドに 1.4pips 上乗せ

アヴァトレード・ジャパン株式会社

(本社東京、金融商品取引業者、関東財務局長(金商)第 1662 号)

◎ポートレードを選択の場合

成功報酬はハイウォーターマーク方式で月間利益の 20%相当分。

Win-invest Japan 株式会社

(本社東京、金融商品取引業者、関東財務局長(金商)第 1958 号)

◎トレンドクルーズを選択の場合

お申込み口数にかかわらず、当該月に EA が送受信する注文を忠実に執行した結果、値洗い後残高が前月末比 1 万円以上増加した場合に 1 万円+消費税を成功報酬としてお支払いいただきます。(ただし当該月中の入出金による証拠金の増減は加味しません。)

なおこの金額が 1 万円未満の場合、成功報酬は発生しません。

Win-invest Japan 株式会社

(本社東京、金融商品取引業者、関東財務局長(金商)第 1958 号)

◎セントラルトレーディングを選択の場合

成功報酬は 20%ハイウォーターマーク方式

株式会社トリロジー

(本社大阪、金融商品取引業者、近畿財務局長(金商)第 372 号)

◎ゼクサテクノロジーを選択の場合

成功報酬は 20%ハイウォーターマーク方式

株式会社トリロジー

(本社大阪、金融商品取引業者、近畿財務局長(金商)第 372 号)

◎セレクション365を選択の場合

成功報酬は 20%ハイウォーターマーク方式

株式会社トリロジー

(本社大阪、金融商品取引業者、近畿財務局長(金商)第 372 号)

◎HAYABUSA を選択の場合

成功報酬は無し。

投資顧問料として標準スプレッドに 1.0pips 上乗せ

アヴァトレード・ジャパン株式会社

(本社東京、金融商品取引業者、関東財務局長(金商)第 1662 号)

◎Accumtrade を選択の場合

成功報酬はなし

投資顧問料として標準スプレッドに 1.0pips 上乗せ

アヴァトレード・ジャパン株式会社

(本社東京、金融商品取引業者、関東財務局長(金商)第 1662 号)

◎Apollon2 を選択の場合

成功報酬は 20%ハイウォーターマーク方式

投資顧問料として標準スプレッドに 1.5pips 上乗せ

アヴァトレード・ジャパン株式会社

(本社東京、金融商品取引業者、関東財務局長(金商)第 1662 号)

◎ α アルゴトレード を選択の場合

成功報酬は 20%ハイウォーターマーク方式

株式会社トリロジー

(本社大阪、金融商品取引業者、近畿財務局長(金商)第 372 号)

◎Poseidon を選択の場合

成功報酬は 30%ハイウォーターマーク方式

投資顧問料として標準スプレッドに 1.3pips 上乗せ

アヴァトレード・ジャパン株式会社

(本社東京、金融商品取引業者、関東財務局長(金商)第 1662 号)

◎UAT3 を選択の場合

成功報酬は年次 30%ハイウォーターマーク方式

投資顧問料として標準スプレッドに 0.9pips 上乗せ

アヴァトレード・ジャパン株式会社

(本社東京、金融商品取引業者、関東財務局長(金商)第 1662 号)

◎UAT4 を選択の場合

成功報酬は年次 30%ハイウォーターマーク方式

投資顧問料として標準スプレッドに 0.9pips 上乗せ

アヴァトレード・ジャパン株式会社

(本社東京、金融商品取引業者、関東財務局長(金商)第 1662 号)

◎Candle matsu を選択の場合

成功報酬は月次 30%ハイウォーターマーク方式。

投資顧問料として標準スプレッドに 1.0pips 上乗せ。

アヴァトレード・ジャパン株式会社

(本社東京、金融商品取引業者、関東財務局長(金商)第 1662 号)

◎HK196 を選択の場合

成功報酬は月次 30%ハイウォーターマーク方式。

アヴァトレード・ジャパン株式会社

(本社東京、金融商品取引業者、関東財務局長(金商)第 1662 号)

◎大阪ミンテッジを選択の場合

成功報酬は月次 20%ハイウォーターマーク方式。

アヴァトレード・ジャパン株式会社

(本社東京、金融商品取引業者、関東財務局長(金商)第 1662 号)

◎リッチメイクを選択の場合

成功報酬は月次 50%ハイウォーターマーク方式。

アヴァトレード・ジャパン株式会社

(本社東京、金融商品取引業者、関東財務局長(金商)第 1662 号)

◎UAT5 を選択の場合

成功報酬は年次 30%ハイウォーターマーク方式

アヴァトレード・ジャパン株式会社

(本社東京、金融商品取引業者、関東財務局長(金商)第 1662 号)

◎HK294 を選択の場合

成功報酬は年次 20%ハイウォーターマーク方式

アヴァトレード・ジャパン株式会社

(本社東京、金融商品取引業者、関東財務局長(金商)第 1662 号)

※取引開始後の出金につきましては、「出金後に申込時の最低証拠金額を下回らない」かつ「ポジションを維持するための必要証拠金額を十分上回る」の条件を満たす場合に限り出金可能です。

※取引開始後に入金されて、口座残高が「申込時の最低証拠金額」の額を下回った場合は、AMMA の契約が解除される場合がございます。その際、保有ポジションがあれば強制決済されます。

※ハイウォーターマーク方式とは

(ア) 計算対象期間が計算対象口座の AMMA への接続日を含む場合、接続が行われた時点の有効証拠金の額を調整前 HWM(調整前ハイウォーターマーク)とする。調整前 HWM に当該期間内に行われた入金の額を足し、出金の額を引いた額を調整前 HWM とする。当該期間末日(日付は米国東部時間午後 5 時時点を区切りとする。以下同様)の計算対象口座の有効証拠金(=残高+評価損益)の額が調整後 HWM を上回った場合、その超過額に、SP ごとに予め決められている比率をかけた額を当該期間の成功報酬として、計算対象口座から徴収する。

(イ) 計算対象期間が上記(ア)の期間よりも後の場合で、一つ前の期間(以下、「前期間」)に成功報酬が発生していた場合、前期間の期間末日残高から成功報酬の額を引いた額を当該期間の調整前 HWM とする。計算対象期間が上記(ア)の期間よりも後の場合で一つ前の期間(以下、「前期間」)に成功報酬が発生していなかった場合、前期間の調整後 HWM の額を当該期間の調整前 HWM とする。

調整前 HWM に当該期間内に行われた入金の額を足し、出金の額を引いた額を、当該期間の調整後 HWM とする。当該期間末日の計算対象口座の有効証拠金(残高+評価損益)の額が調整後 HWM を上回った場合、その超過額に、SP ごとに予め決められている比率をかけた額を当該期間の成功報酬として、計算対象口座から徴収する。

計算対象期間の末日の有効証拠金の額が調整後ハイウォーターマークよりも少ない場合は、当該対象期間の投資顧問報酬は発生せず、当該計算対象期間の調整後ハイウォーターマークを翌計算対象期間の調整前ハイウォーターマークとする。その他、調整金等の想定外の入出金が発生した場合は、アヴァトレード・ジャパン株式会社の判断により、ハイウォーターマークの額を調整する。

平成 30 年 7 月 9 日策定
平成 30 年 7 月 24 日改定
平成 30 年 10 月 3 日改定
平成 31 年 1 月 17 日改定
平成 31 年 2 月 4 日改定
平成 31 年 3 月 11 日改定
令和元年 5 月 23 日改定
令和元年 6 月 10 日改定
令和元年 7 月 19 日改定
令和元年 8 月 16 日改定
令和元年 9 月 30 日改定
令和元年 11 月 8 日改定
令和元年 12 月 19 日改定
令和元年 12 月 27 日改定
令和 2 年 2 月 5 日改定
令和 2 年 3 月 31 日改定
令和 2 年 5 月 7 日改定
令和 2 年 7 月 14 日改定
令和 2 年 7 月 21 日改定
令和 2 年 9 月 28 日改定
令和 2 年 10 月 15 日改定
令和 2 年 10 月 21 日改定
令和 2 年 12 月 1 日改定

以上